

くらしの危険

Number

392

かつら用のヘナ製品を 頭髪に使わないで！

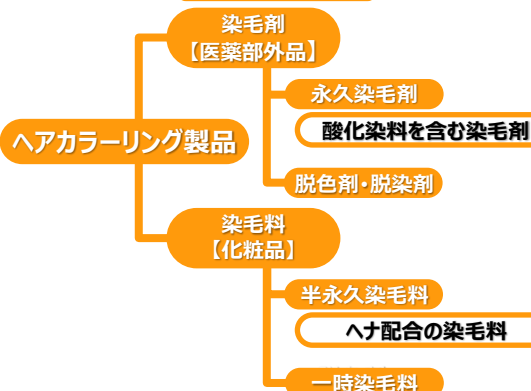


ヘアカラーリング製品は、酸化染料^(注)を含む「染毛剤」と、顔料や染料などを含む「染毛料」に大別され、植物由来のヘナを配合した製品は「染毛料」に分類されます。

一方、市場には、ヘナを配合し、人体への使用を前提とせず、かつら用等として販売されている、いわゆる雑貨扱いの製品もみられます。

2025年、美容所で毛染め施術を受けた際、かつら用のヘナ製品が使用され、含まれていた酸化染料が原因でアナフィラキシーショックを発症し、救急搬送されたという事故情報が寄せられました。

人体に使用可



人体に使用不可

雑貨扱いの製品

かつら用のヘナ製品

(注) パラフェニレンジアミンをはじめとした酸化染料は、アレルギー性接触皮膚炎を引き起こしやすい成分とされています。



独立行政法人
国民生活センター

National Consumer Affairs Center of Japan

👏 こんな事故情報が寄せられています

【事例 1】

患者は10年前から毛染め後に頭皮の刺激感を自覚していた。2024年12月及び2025年1月、同一の美容所でパラフェニレンジアミンを含む染毛剤による毛染め施術を受け、顔面紅斑、吐き気、下痢を呈してそれぞれ救急搬送された。美容所はパラフェニレンジアミンが原因と考え、2025年1月末に「ジアミン無配合」と患者に説明してヘナ製品へ変更したが、塗布後まもなく頭皮症状と強い嘔吐(おうと)・下痢が再発し、再度救急搬送された。診断はパラフェニレンジアミンによるアナフィラキシーショック(グレード3)であった。

使用製品は「かつら用」と表示された商品で、問屋はかつら用として販売しており、美容所もかつら用であることは認識していた。成分表示はなく、美容所は成分を確認しないまま使用していた。

(事故発生年月：2025年1月、40歳代、女性)

【事例 2】

患者は過去に毛染めによる頭皮の腫れを経験していたが、3年前から美容所でヘナ製品による毛染めを行っており、特段の体調不良は認めていなかった。2021年5月、美容所でストレートパーマ施術後にヘナ製品による毛染め施術を受けたところ、洗い流し後に突然の悪心・嘔吐が出現し、帰宅後には全身に赤い発疹と震えを認めたが、約1時間の安静により症状は軽快し、医療機関での治療は行われなかった。

後日実施されたアレルギー検査により、本症例はアナフィラキシー(グレード2)と判断され、ヘナ配合の染毛料とパラフェニレンジアミンを含む染毛剤を混合使用したことによるアレルギー反応が原因と考えられた。

(事故発生年月：2021年5月、50歳代、女性)

テスト結果

インターネット上で販売されているヘナ製品6銘柄(かつら用:3銘柄、頭髮用:3銘柄)を調査しました。

酸化染料が含まれているか調べました

かつら用

かつら用の3銘柄すべてから、酸化染料が検出されました。



頭髮用

頭髮用の3銘柄からは、酸化染料は検出されませんでした。



表示を調べました

商品パッケージ

かつら用の中には、用途の表示がない銘柄や、検出された酸化染料の表示がない銘柄がありました。

ウェブサイト

かつら用の3銘柄すべてに、人の頭髮に使用できると受け取れる広告がみられました。

⚠️ 消費者へのアドバイス

- ✓ かつら用のヘナ製品は絶対に頭髮に使用しないでください
- ✓ 美容所や理容所で毛染め施術を受ける際は、使用される製品が頭髮用であることを施術者に必ず確認しましょう
- ✓ 酸化染料等にアレルギーの経験がある方は、ご自身でパッチテストを行う前に医師へ相談しましょう

